

記号	〇〇	番号	×××
被保険者氏名	健保 太郎		
認定を受ける者の氏名	健保 花子	続柄	妻
誓 約 書			
三井製糖北糖健康保険組合 殿			
<p>私は、健康保険組合の被扶養者認定を受ける条件として雇用保険を受給しません。</p> <p>後日受給するには事前にその旨を申告の上、再度資格審査を受けてその決定に従うことを誓約します。また、申告をせず雇用保険を受給した場合は受給開始日まで遡って被扶養者資格を喪失するとともに、その間に健康保険組合が負担した費用の全額を返還致します。</p>			
平成〇〇年〇〇月〇〇日			
被保険者署名		健保 太郎	印
認定対象者署名		健保 花子	印
雇用保険について	<input checked="" type="checkbox"/> 受給意思なし又は未定		
	<input type="checkbox"/> 受給延長予定 期間 平成 年 月 ~ 平成 年 月 頃まで 延長理由 () 【その他特記事項： 】		

注意事項

- この誓約書は、雇用保険の受給資格のある方が扶養認定を受ける際、離職票原本の預託に変えて提出するものです。必ず「離職票の写し」、及び受給延長する方については「対象期間延長通知書の写し」を添付して下さい。前職の離職票がある場合はそちらも併せて添付して下さい。その上で認定した方には雇用保険受給可能期間中、所得証明書（非課税も含めた総所得とその明細の明記されたもの）を毎年提出して頂きます。
- 誓約書に違反して申告せず雇用保険を受給し、後日判明した場合は遡って被扶養者資格を削除し、その間当健康保険組合が該当者に関して負担した費用の全額を返還して頂きます。これは健康保険法第 58 条及び第 217 条に基づくものであり、犯罪行為に相当するということをご理解下さい。

※ 参考 健康保険法抜粋

第五十八条（不正利得の徴収等）

偽りその他不正の行為によって保険給付を受けた者があるときは、保険者は、その者からその給付の価額の全部又は一部を徴収することができる。

第二百十七条（罰則）

被保険者又は保険給付を受けるべき者が、正当な理由がなくて第九十七条第二項[※]の規定に違反して、申出をせず、若しくは虚偽の申出をし、又は文書の提出を怠ったときは、十万円以下の過料に処する。

第九十七条（報告等）

2 保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者（日雇特別被保険者であった者を含む。）又は保険給付を受けるべき者に、保険者又は事業主に対してこの法律の施行に必要な申出若しくは届出をさせ、又は文書を提出させることができる。